

中華人民共和國商務部令

二〇二〇年 第4号

《信賴できない実体リスト規定》は、既に國務院の承認を経てここに公布し、公布日より施行する。

部長 鍾山

2020年9月19日

信賴できない実体リスト規定

第一条 国家の主権、安全、利益の発展を護り、公平、自由な国際經濟貿易秩序を護り、中国企業、その他の組織或いは個人の合法的な權益を保護するため、《中華人民共和國對外貿易法》、《中華人民共和國国家安全法》等の関連する法律に基づき、本規定を制定する。

第二条 国は、信賴できない実体リスト制度を構築し、国際經濟貿易及び関連活動における外国実体の以下の行為に対し、相応の措置を講じる。

(一) 中国の国家主権、安全、利益の発展に危害を及ぼす；

(二) 正常な市場取引原則に違反し、中国企業、その他の組織或いは個人との正常な取引を中断し、又は中国企業、その他の組織或いは個人に対して差別的措置を採り、中国企業、その他の組織或いは個人の合法的な權益に深刻な損害を与える。

本規定に謂う「外国実体」は、外国企業、その他の組織或いは個人を含む。

第三条 中国政府は、独立自主の對外政策を堅持し、主権の相互尊重、相互内政不干涉及び平等互惠等の国際關係の基本原則を堅持し、一国間主義と保護主義に反対し、国家の核心的利益を断固として護り、多国間貿易体制を護り、開放型世界經濟の構築を促進する。

第四条 国は、中央国家機關の関連部門が参加する実務機構（以下、実務機構と略）を構築し、信賴できない実体のリスト制度の準備、実施に責任を負わせる。実務機構事務局は國務院商務主管部門に設置する。

第五条 実務機構は、職務権限に依り、或いは関連方面の提言と通報に基づいて、関連する外国実体の行為に対して調査を行うか否かを決定する。；調査を行うことを決定した場合は、公布する。

第六条 実務機構は、関連する外国実体の行為に対して調査を行い、関連する当事者に質問し、関連書類、資料を調査或いは複製する、およびその他の必要な方法を採用することができる。調査期間中、関連する外国実体は陳述、弁明を行うことができる。実務機構は、実際の状況に基づき、調査を中止或いは終了することを決定することができる。；調査を中止する決定の根拠となった事実に大きな変化が生じた場合、調査を再開することができる。

第七条 実務機構は、調査結果に基づき、以下の要素を総合的に考慮し、関連する外国実体を信頼できない実体リストに加えるか否かの決定を行い、且つ公布する。：

- (一) 中国の国家主権、安全、利益の発展に及ぼす危害の程度；
- (二) 中国企業、その他の組織或いは個人の合法的な権益に与える損害の程度；
- (三) 国際的に通用する経済貿易規則に合致するか否か；
- (四) その他の考慮すべき要素。

第八条 関連する外国実体の行為の事実が明らかな場合、実務機構は直接、本規定第七条に規定する要素を総合的に考慮し、信頼できない実体リストに加えるか否かの決定を行うことができる。；加えることを決定した場合は、公布する。

第九条 関連する外国実体を信頼できない実体リストに加える公告には、当該外国の実体と取引を行うことのリスクを提示することができる。且つ、実際の状況に基づいて、当該外国の実体が、その行為を是正するための期限を明示することができる。

第十条 信頼できない実体リストに加えられた外国の実体に対して、実務機構は、実際の状況に基づいて、以下の1つ或いは複数の措置（以下、処理措置と呼ぶ）を採用することを決定し、且つ公布することができる。

- (一) 中国に関連する輸出入活動に従事することを制限或いは禁止する；
- (二) 中国国内で投資することを制限或いは禁止する；
- (三) 関係人員或いは移動手段等の入国を制限或いは禁止する；
- (四) 関係人員の中国国内での就業許可、滞在或いは在留資格を制限或いは取り消す；
- (五) 情状の深刻さに基づいて、相応金額の罰金を科する；
- (六) その他の必要な措置。

前項に規定する処理措置は、関連部門が職責分業に基づいて、法に依り実施し、その他の関連団体及び個人は協力しなければならない。

第十一条 関連する外国実体を、信頼できない実体リストに加える公告において、関連

する外国実体の是正期限を明示している場合、期限内においては、本規定第十条に規定する処理措置は採られない；関連する外国実体はその行為を是正せずに期限が過ぎた場合、本規定第十条の規定に従って、処理措置を採る。

第十二条 関連する外国実体が、中国に関連する輸出入活動に従事することを制限或いは禁止され、中国企業、その他の組織或いは個人が特別な状況下において、当該外国の実体と取引を行う必要がある場合、実務機構事務局に申請を提出しなければならず、同意を経て当該外国の実体と相応の取引を行うことができる。

第十三条 実務機構は実際の状況に基づいて、関連する外国実体を、信頼できない実体リストから除外することを決定することができる；関連する外国実体が、公告において明示される是正期限内に、その行為を是正し、その行為による結果を解消する措置を講じる場合、実務機構は信頼できない実体リストから除外する決定を行わなければならない。

関連する外国実体は、信頼できない実体リストから自身を除外するよう申請することができ、実務機構は、実際の状況に基づいて、削除するか否かを決定する。

関連する外国実体を、信頼できない実体リストから除外する決定は公布されなければならない；本規定第十条の規定に基づいて採られた処理措置は、公告の公布日より実施を停止する。

第十四条 本規定は公布日より施行する。

(仮訳：CISTEC)